

27 圏央道 3 工区下石戸上・二ツ家 4 丁目地内

送・配水管布設工事(委 3060・配 933)

- 1) 工事共通仕様書については、下記の基準を適用する。
 - ・ 水道工事標準仕様書（平成13年7月） 桶川北本水道企業団
 - ・ 埼玉県土木工事実務要覧(共通仕様書等)（平成26年度版） 埼玉県
 - ・ 土木工事書類作成マニュアル(平成23年4月) 関東地方整備局 企画部

 - 2) 工事着工前に施工計画書を作成すること。なお、記載内容については下記の事項とする。
 - ① 工事概要
 - ② 計画工程表
 - ③ 現場組織表
 - ④ 指定機械
 - ⑤ 主要機械
 - ⑥ 主要資材
 - ⑦ 施工方法(主要機械、仮設備計画、工事用地等含む)
 - ⑧ 施工管理計画
 - ⑨ 安全管理
 - ⑩ 緊急時の体制及び対応
 - ⑪ 交通管理
 - ⑫ 環境対策
 - ⑬ 現場作業環境の整備
 - ⑭ 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
 - ⑮ その他

 - 3) 施工体制台帳については、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出する。
- ※ 下請けに工事を施工させる場合
- ・ 下請負人に関する事項

- ・ 再下請人通知書
- ・ 再下請負人に関する事項

※ 添付書類(受注者)

発注者との契約書の写し、技術者の資格を証明する書面、技術者の雇用関係を証明する書面、専門技術者に関する書面(専門技術者を置く場合)、建設業許可の写し

※ 添付書類(下請け)

受注者との契約書の写し及び基本契約書(注文書と請書)、技術者の資格を証明する書面、技術者の雇用関係を証明する書面、専門技術者に関する書面(専門技術者を置く場合)、建設業許可の写し

※ 注意

技術者とは、現場代理人・監理技術者・主任技術者をいう。

- 4) 施工体系図については、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出する。
- 5) 工事案内標示板(工事看板・危険標示板・運行経路案内看板等)を設置する場合は、下記の基準を適用する。
 - ・ 路上工事看板設置関連通達改正のポイント 関東地方整備局 平成18年9月
- 6) 埋戻し材料等として再生コンクリート砂を使用する工事については、六価クロムの溶出試験(平成3年8月23日付環境庁告示46号)を1工事で1購入先当たり1検体の試験を先立って行い、土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認し、試験成績表の写しを提出するものとする。
- 7) 受注者は、建設廃棄物を運搬・処分する場合は、関係法令及び地方自治体の条例に基づき適切に履行すること。また、工事着工前までに委託契約書の写し及び許可証の写し等を監督員に提出するものとする。なお、残土(路盤廃材も含む)については、自由処分となっているが、上記と同様に関係書類を提出するものとする。
- 8) 不断水割T字管及びサドル付分水栓の取付けに当たり、穿孔前に試験水圧0.75Mpa/cm²を負荷して5分間保持すること。なお、試験状況を写真撮影し割T字管は、穿孔後に取り出したコアを写真に撮ること。

※なお、水圧試験をおこなう場合は動水圧も同時に計測すること。

配水管は、0.5Mpa/c m²を負荷し、5分経過後に0.4Mpa/c m²以上保持すること。

- 9) 配給水管工事日報は、当該施工日の翌日に現場代理人若しくは監理技術者(主任技術者)が持参すること。ただし、準備工等の作業を行っていない場合については、一定の期間で提出すること
- 10) 受注者は、社団法人 日本鉄道施設協会「営業線工事保安関係標準仕様書」(在来線)東日本旅客鉄道株式会社 設備部・建設工事部編に従い、施工すること。
また、軌道下部分については社団法人 日本鉄道施設協会「線路下横断工計画の手引」東日本旅客鉄道株式会社編に従い、施工すること。